

国制を見る眼

高島純夫

はじめに

古代ギリシアの歴史を見てみると「国制」という考え方が大きな役割を果たしているのがわかる。前 411 年初め、アテナイで寡頭制樹立を説得したペイサンドロスは、10 人の使節とともにティッサフェルネスとアルキビアデスのもとに赴き交渉を開始するが、結局成功せずアルキビアデス帰国とそれに伴うペルシア軍援助の可能性がなくなってサモスに戻る¹。サモスのアテナイ軍駐留部隊は寡頭制樹立の試みを続行することを決め、再びペイサンドロスと同行使節の半分をアテナイに送り出し工作に当たらせようとしたが、その時彼らに命じたのは、寄港した従属ポリスに寡頭制を樹立せよ、ということだった。さらに同行使節の半分をその他の従属国に派遣し同様の任務を遂行させた。ディエイトレフェスはその頃キオス周辺にいたがトラキア統治を命じられて出発し、タソスに着くとその地の民主制を解体した。しかし、「タソスに関して寡頭制を樹立しようとしたアテナイ人の思惑とは反対のことが生じた」のである。民主制の解体は、アテナイ人によって追放されペロポネソス側についたタソス人が市内の仲間とともに目指していたことそのものだったのであり、彼らはディエイトレフェスが去ると 2 ヶ月目にはアテナイから離反する行動を起こしたからである。そして「その他多くの従属国においても同様のことが生じたように私には思われる」とトゥキュディデスはつけ足している。以上がトゥキュディデスが伝える、四百人成立前の寡頭制支持者たちの動向であるが、ここに見えるのは寡頭制を目指した者たちが他国も寡頭制に変われば同じ国制のアテナイを支持してくれるはずと思い込んでいた状況である。彼らはこうした措置をとる前に、民主制に変わるために争い合ったばかりの地元サモスにも寡頭制樹立を働きかけている²。本国の寡頭制移行を見越して従属国の体制を変えておくことで、本国の安全性は高められると考えていたのであるが、それは結局多くのところで思惑外れに終わった。こうした動きの背景にあったのは、国にとって国制が何よりも優先するという考え方であろう。国制が変われば今までの味方も敵に、敵も味方になるという考え方があったからこそこうした動きが出て来たに違いない。すなわち、同じ国制の国同士が引き合うという信仰にも似た強い思いをここに看取できるのである³。

では、このような「国制」の考え方はどのようにして生まれてきたのだろうか、またそれはどの程度まで現実の政治を規定する力を持ち得たのだろうか。そして、本年のテーマである「ソフィスト」でもあったろうアンティフォンが四百人に参加したとき、この考えがどのように彼に作用していたのであろうか。以上がここで考えてみたいことである。

1 「国制」の歴史

ホメロス、ヘシオドスに「国制」*πολιτεία* の語は現れないし、そうしたことを伺わせる考えもないように思われる。また前 7 世紀までの詩人、哲学者にもそうした考えは現れないように思われる。

前 6 世紀において考えてみるべきは、自ら新しい国制を定めたソロンであろう。その詩に見えるのは、富裕者と民衆という対立する二つの存在である。彼はそのいずれの側にも味方をしなかったと歌っている。

fr. 5 (=Arist. *Ath.Pol.* 11.2-12.1)

わたしは民衆に十分なほどの特権を与えた。

その名誉は奪いもしなかったし過度に与えもしなかった。

権力を持ち財産を称賛される者たち、

それらの者たちに対しては相応しからぬことの無きよう計った。わたしは両者のために強き盾を持って立ち、

どちらの側にも不正に勝利することを許さなかった。

負債帳消しと債務奴隷化の禁止、さらに五百石級、騎士級、農民級、労務者級の 4 階級を作り、それらに権力を分配したこと、以上がソロンの改革の要とされる。負債帳消しと共に債務奴隷化を禁じて市民層を確定する一方、おそらく、最富裕者層として五百石級を新しく作って、富裕者の分断を図るとともに、貧困者へも一定の政治参加資格を認めることによって市民間の対立を弱めようとしたことに改革の意義を見出せよう⁴。さらに、彼の詩から判断すれば、彼はアテナイというポリスを前面に打ち出し、アテナイ人としての矜持に訴えかけることによってアテナイとしての一体性を高めようとした、と言えよう⁵。その背後にある彼の考えは、市民の中に富裕層と民衆という二つの層が存在することを前提としつつも、愛国心に訴え、それらの間の融和を図ってアテナイというポリスを強めたいということであろう。その際、彼の考えるアテナイないしアテナイ人は、自由なもので、誰かの奴隷状態にあってはならないものであった。彼が、ペイシストラトスの僭主政を批判したとされる詩にそれは現れている⁶。

fr. 9 (=Diod.Sic.9.20.2)

雲より雪と霰の力は生じ、

明るい稲妻より雷鳴は生ずる。

偉大な人物よりポリスの破滅は生ずる、

民衆は知らぬ間に一人支配の奴隷状態 *δουλοσύνη* に陥る。

あまりに高く持ち上げれば後に押し止めることが容易ではない、

さあ、今や全てをよく考えねばならぬ時だ。

fr. 11 (=Diod.Sic.9.20.3: fr.9 に続く)

諸君が自らの臆病の故に苦しい目にあっているからといって、

それらの運命 *μοίρα* を神々のせいにしてはならぬ、

諸君自身が兵力を与えてやつらを増大させ、

そしてそのために不幸な奴隷状態に陥っているのだから。

諸君の一人一人は狐の足取りで（抜け目なく）歩いている、

だが諸君の全てが一緒になると頭は空っぽだ、

甘い言葉で誘う男の舌と話ばかりに気をとられ、

実際なされていることには眼を向けようとしないのだから。

そして、このころから僭主 *τύραννος* ないし僭主制 *τυραννίς* という言葉が現れ始め、独裁的な一人支配の国制に対する批判的認識が出て来たことがわかる⁷。僭主の方にも、明らかに自らの立場を踏まえて他の僭主と連帯しようとの動きが出て来ている。コリントスの僭主ペリアンドロスがミレトスの僭主トラシュブロスに統治についての助言を求めた話や、サモスのポリュクラテスとエジプト王アマシスとの幸運に関するやり取りの話にそれは典型的に現れているが⁸、ここには同じ体制同士が引き合うという考えが萌芽的であれ現れていると言えるだろう⁹。ついで、最終的にダレイオス 1 世を即位させることとなった後継者争いの過程で (c. 522 BC)、国制をめぐる論争があったと言われて¹⁰。そこでは、独裁制 *μοναρχία*、寡頭制 *ὀλιγαρχία*、民主制 *δημοκρατία* の三つの国制が論じられている¹¹。これが史実かどうかは分からないが¹²、ともかく前 6 世紀末までに、支配する者の数に基づいて国制を分類する考え方が出来上がっていたと考えて好いであろう¹³。独裁者は自らの権限がどこから来るかを認識していたし、その支えがなくなったとき民主制が現れることも認識していた¹⁴。ミレトスのアリスタゴラスは、ペルシアに反乱するに当たって「ミレトス人が進んで自分と一緒に反乱に立ち上がるよう」、独裁制 *τυραννίς* を廃して民主制 *ἰσονομία* をミレトスに敷いた (c. 499 BC)¹⁵。さらにその他のイオニア・ポリスにおいても独裁者を追放して民主制を敷き、さらに彼が捕らえた独裁者をそれぞれのポリスに返して自由に処分させ、友好関係を築こうとした。ここに見られるのは、国制によって国の政策が変わるということの認識である。同じくこうした認識があったからこそ、スパルタはアテナイの弱体化を図って、ヒッピアスをアテナイに戻し、独裁制をふたたび樹立させようとしたのである (c. 504 BC)¹⁶。この計画はスパルタの同盟国の反対によって立ち消えとなったが、この時スパルタ同盟諸国を説得したものとしてヘロドトスの語るコリントス人ソクレスの弁論は、独裁制の残虐さを例を挙げつつ指摘して正義を説くものであった¹⁷。ここには、後の政治的議論の際に必ずと言って好いほど現れる利益と正義という説得の二つの要素が現れているが¹⁸、今後の議論にとって重要なのは、その他の同盟国もすべてソ

クレスに同調したということの方であろう。前 5 世紀においては、独裁者を僭主として嫌悪する考え方（イデオロギー）がギリシア全般に広く見られ、実際に僭主とされる人物は現れない——人びとはむしろアテナイというポリスに僭主を見ていた——。前 5 世紀において現れる主要な国制は、トゥキュディデスを史料とする限り、寡頭制と民主制であり、前者は富裕者 *πλούτοι* と、後者は民衆 *δῆμος* と結びついて考えられた。さらに、前者は少数者 *ὀλίγοι* で、後者は多数者 *πολλοί* であるのが普通であり、両者は相反する存在で、対立することが往々にしてあった¹⁹。ミュティレネ論争の際のディオドロスの発言にその認識はよく現れている、「現在ではあらゆる国において民衆 *δῆμος* は諸君に好意的で、少数者 *ὀλίγοι* とともに反乱に立ち上がろうとはせず、強制された場合も反乱者に敵対するのである」²⁰。

以下、アテナイに即して国制についてどのような考えがあったかを見てゆきたい。

2 アテナイにおける「国制」

さて、ソロンの後、僭主制の時期を経て、アテナイは民主制へと向かうこととなった。クレイステネスの改革によって制度的基盤が整えられた後、ペルシア戦争の経験乗り越え、ペリクレスの時代にいたって民主制が完成したとされる。では、こうしたアテナイ民主制が制度的完成へと向かう中で、国制についてはどのようなことがあっただろうか。アリストテレスは「アテナイ人はあらゆる所で寡頭制を、スパルタ人は民主制を解体していた」と言っている²¹。しかし、実状を細かく見てみれば、こうしたことが必ずしも言えないということが、やや面倒な考察を経てであるが、明らかになるように思われる。以下、それを試みよう。

まず、サモスの例を考えよう。50 年史の最後を飾るサモス反乱の決着に際して（前 439 年）、サモスは「協定に同意し（降伏し）た」*προσεχώρησαν ὁμολογία* とされているが（Thuc. I 117. 3）、(i) Diod. XII 28.4 の「（ペリクレスは）民主制を設置して帰還した」との記述と、(ii) アテナイが民主制を設置するのが習いだった、以上の二つから、この時もアテナイはサモスに民主制を打ち立てたとの考えがある。これに対し、この箇所を註解を付けた Hornblower は、(i) も (ii) も決定的ではないとし、ディオドロスは無知から真実を推測しただけかも知れず、(ii) も教条的にそうだったわけではないとしていくつか例を挙げている²²。まず、サモス自体に関して言えば、後に（前 412 年）サモスで「民衆 *δῆμος* による有力者 *δυνατοί* に対する蜂起」が起こっており（Thuc. VIII 21）、これは民主制の樹立が企てられたのだと考えられる。とすれば、前 439 年に民主制が設置されていたとの考えを維持するためには、前 412 年までの間に寡頭制の樹立があったと考えなければならないであろうが、そうした記録はどこにもない。また、手がかりを与えてくれるであろう碑文も、欠けが多く、どちらに有利な補いも考え得る²³。Hornblower 自身は、「有力者」を民主制下での有力者の意味に取り、形の上では民主制であったろうが実際には有力者が支配

していた体制を示唆する（したがって、アテナイは民主制体制を敷いたと考えるのであろう）。そうした体制がどのようにして現実のものとなるのかよくわからないが、そうであるとしても、アテナイが寡頭制的な国家と協力していたことは確かなことになろう。Hornblower が寡頭制と結んでいる例として上げるのは、Ps. Xen. Ath. Pol. III 11 を根拠として前 450 年代のミレトス²⁴、Thuc. VIII 9. 3, 14. 2 を根拠としてキオス²⁵、Thuc. I 56. 2 を根拠としてポテイダイアである²⁶。ここで詳しく検討することは省くが、これらのいくつか（あるいはすべて）は間違っていないであろう。

一方、アテナイが民主制を押しつけたとされている史料も、よく検討してみる価値があるように思う。まず、エリュトライに関する決議碑文である。これは欠けの多い碑文で、解釈には苦勞を要するが、その 8 行目から 16 行目にかけてはつぎのように考えられる²⁷。

「エリュトライ人の中から籤で 120 人の評議会があること。…評議会において…30 歳以下の者は評議員になるべからざること。…（一たび評議員になったならば、以後）4 年間評議員にならざること。現今の評議会は監視官 *ἐπίσκοπος* と駐留軍長官 *φρούραρχος* が籤で選び、設置すること。今後は評議会と駐留軍長官がそうすること。評議会が終わるまで 30 日以上あるべきこと。」

籤による評議会の設置から、これがアテナイ民主制の五百人評議会の模倣であろうこと、さらに 22 行目ではその評議会員が「エリュトライの人びと *πλήθος*」に忠誠を誓っていることなどに基づき、アテナイによる民主制の導入が推論されている。しかし、評議会の存在（設置の文言はない）だけから民主制の導入は言えないであろうし、後者についてもアテナイ的な民衆全体ではなく、エリュトライ的（寡頭制下の）市民全体の意味でも使い得ることを指摘できる²⁸。さらに、この碑文のどこにも「エリュトライ人の民会」の存在（あるいは設置）の文言は出てこない。また、エリュトライ出土の前 5 世紀半ばころと年代比定される別の碑文は、以下のようなことを定めている²⁹。

「…籤ではなく…財産でもなく…。…各部族 9 人で 30 スタテル以上の財産のある者が裁くこと。その者たちは法と決議にしたがって裁くとの旨の同じ誓いを評議会に誓うこと。裁判官（を決める際は）61 人を下らぬ人数が出席すること。…法にしたがって生活していない者、解放奴隷あるいは外国人の子供に訴訟あるべきこと。その父がかつて役職に就いていた者や籤で（役職に）選ばれた者に対し…もし庶子からの子であるなら、検査し奴隷とすべきこと。…」

ここに出て来るのは、生まれと財産を重視して政治参加を決める寡頭制的政体であろう³⁰。この碑文のはっきりとした年代は確定されない。もし先の碑文の前だとすれば、アテナイはより極端な民主制を敷いたことになる。しかしその可能性は低いように思われる。こうした細部までを書く碑文がこうした小ポリスに、前 5 世紀の初めから存したとは考えにくいし、また、文言も先の碑文より後を示唆するように思われる。先の規定を受けたのであれば、「籤ではなく」とわざわざ書く必要もないように思われるし、61 人というのは先の 120 人の半分以上ということに解されようが、これも先の規定を受けていると考えた方

がよさそうだからである³¹。とすれば、エリュトライは前 430 年代初めまで貢租金の支払が確認されるから、アテナイは寡頭制的エリュトライを容認していたということになるろう。

また、「民主制」*δημοκρατίαν* が確認されるとされる、コロフォンに関する碑文も³²、その読みが補いであり、また別の有力な補い *δημόν* が提案されていることを考えれば、先のエリュトライの *πλήθος* と同じ論理をたどって、コロフォンの政体を確実に表しているとは言えないこととなろう³³。

以上、少なくともペロポネソス戦争開始までのアテナイには、民主制を同盟国に強要しようとする動きは確認できなかった。アテナイは同盟国の個々の事情に即しながら、柔軟に対応して、自らの支配下にそれらの国を引き付けておこうとしていたとするのが妥当であろう³⁴。ここに国制万能主義といった考えは現れていない。

さて、対外的には以上のような対応を取りながら、アテナイ国内では民主制が完成期を迎えた。前 5 世紀後半、ペロポネソス戦争に入ることのアテナイ民主制の特色を指摘するとすれば、以下の三点にまとめられよう。

- ① アテナイ市民の範囲が明確に規定されていたこと。アテナイ市民の両親から生まれた者のみが市民たり得るといふ、いわゆるペリクレスの市民権法が成立したのは前 451 年のことである³⁵。
- ② 民衆の下の層まで、ほぼ同等の権利が認められたこと。ソロンの 4 階級の区別は依然有効だったが、実質には無意味になっていたと考えられる³⁶。
- ③ 民主制の発展は、アテナイ・ポリスの発展、アテナイ帝国と言われる支配権の確立と軌を一にしていたこと。

では、こうした民主制に対してどのような考えがアテナイ人にはあったのだろうか。まとまった批判的意見として、伝クセノフォン『アテナイ人の国制』がある。これはクセノフォンの著作の中に含まれて伝えられるが、彼の真作とは考えられず、著者は一般に「老寡頭主義者 Old Oligarch」と呼ばれている。アテナイ方言で書かれ、アテナイ人を「われわれ」と言及することから、著者がアテナイ人であることが確かである。著作の時期は、上限が前 446 年、下限が前 415-2 年で、前 425-4 年の蓋然性が高いとされる³⁷。著者の立場と認識は冒頭の一文から明らかである。

「アテナイ人の国制について、アテナイ人がこうした類の国制を選んだことを、私は以下の理由から称賛しない。すなわち、悪人 *πονηροί* が有用な人物 *χρηστοί* よりいい目に合うことを好んで彼らはこれを選んだのだからである。それゆえ、私はこれを称賛しないのであるが、彼らがこのことを以上のように決したのであるから、彼らがこの国制を如何にうまく維持し、他のギリシア人が間違っていると感ずることをなしているかを、指摘することにしよう。」(I 1)

要するに、アテナイ民主制は「悪人が有用な人物よりいい目に合う」体制であり、しかもそれがうまく運用されているというのである。著者が「有用な人物」の側に立ち「彼ら」

＝民衆を批判的に見ていることが明らかである。「彼らは悪人で、貧しく、普通の人間に、有用な人間よりも常に多くを割り当て、まさにそれによって民主制を維持している」(I 4)のである。彼らは悪人の無知や劣性の方が有用な人の徳や知恵よりも役立つことを知っており、そうしたものを重視した体制は最善のものではないけれど、民主制はこれによってもっとも良く維持されるという。

「民衆は、国が良い状態にあつて自らが奴隷状態にあることを望まず、自由で支配することを望み、国が悪い状態にあることは彼らにとってどうでも良いことだからである。」(I 8)

批判は「有用な人物」の価値観に基づき、善悪の観点からなされ、この悪しき民主制の生み出す悪の様相を続けて描き出す。奴隷とメトイコイの無軌道ぶりは極まり、彼らは市民と変わらぬ生活をしている、それはアテナイは海軍を維持するために金が必要で金を奴隷の稼ぎから得るためであるし、海外との交易のためにメトイコイが必要で彼らを粗末に扱えないためである(I 10-12)。民衆は自分たちが体育や音楽をうまくやれないことを知っているから、そうしたものの価値を貶める一方、富裕者に体育や音楽、さらに三段櫂船の艤装に金を出させて彼らを貧しくさせ、自分たちはその富を享受している、その上(それを正すべき)裁判でも自分の利益を優先させ正義を顧みない(I 13)。同盟国の人間を裁判に呼びつけるのもひどい行為だとみられているが、それはアテナイ人がそれから金を獲得できるからだし、同盟国人が民衆に媚びるようになるからだ(I 16-18)。さらにアテナイは海上の支配権を得ているという利点を生かし、贅沢品を国にもたらし、国の経費によって宗教的にも実利的にも民衆に恩恵が与えられている(II 1-10)。寡頭制下に比べて政治の責任の所在は曖昧であり、民衆は喜劇によって嘲笑されることも認めない(II 17-18)。「私の見解によれば、民衆はアテナイにおいて市民の誰が有用で、誰が悪人かを知っている。それを知ったうえで、たとえ悪人であろうと、自分自身に役に立ち利益をもたらす者を友人とし、有用な者をむしろ嫌悪するのである。徳というものが本性上自分たちにとって善になるのではなく、悪になるということを知っているからである」(II 19)。

では、どうすればこの民主制は改善されるか？ 彼の答えは悲観的である。

「状況が以上のようなとすれば、アテナイにおける政治慣行を今ある以上に変えようがないと言わざるを得ない。わずかな点を取り去るか付け加えることは出来ようが、大きな変化は民主制の何かを除去せずには出来ないのである。国制を改善する方策は多く見出すことができようが、民主制を存続させたまま、国制をよくするための十分な方策を見出すことは容易ではない。今言ったように、わずかな何かを付け加えたり取り去ったりするのがせいぜいなのである。」(III 8-9)

民主制は民衆の利益に根ざす体制で、倫理的な悪を容認し日々悪を実践しつつもそれを改善することは難しい、というのは新しい見解で、以後アテナイ民主制を論ずる知識人に大きな影響を与えることとなった³⁸。ここにはじめて倫理的な面から民主制を打倒の対象とする認識が生まれたと言えよう。民主制を打倒することは富裕者の利益を追求することでは

なく、倫理的善を追求することであるとすれば、国制変革に新たな意味を見出すことができよう。もちろん、こうした認識がどれほど社会の中に浸透したかわからない。しかし、ペロポネソス戦争期、戦況が好転せず社会の不満が高まるようなとき、こうした考えは変革への素地となるだろう³⁹。とりわけ前 413 年にシケリア遠征が失敗した後、各地の反乱を抑えることに忙殺されていたアテナイに、新たな希望として国制変更が語られはじめたのは、たとえアルキビアデスの提言という発火点がなかったとしても、当然の流れであったのかも知れない。ソフィストのアンティフォンと弁論家のアンティフォンとを同一人物と考えるとして、彼はこの流れに巻き込まれることとなった。最後に考えてみたいのは、アンティフォンがどのような考えを持ってこうした流れの中に巻き込まれていったかである。

3 アンティフォンの立場

アンティフォンがどのようにして四百人寡頭制樹立に巻き込まれることとなったか、かつて想像したことがある⁴⁰。それは四百人の一人として現れるカリクレス Χαρικλῆς と『ゴルギアス』に現れるカリクレス Καλλικλῆς とを同一人物と考える、今日ではあまり一般に認められていない人物比定を前提にしてのことであるが、この人物比定にはある程度の蓋然性はあるように思うし、またこれが成り立たないとしても、ここから類推するアンティフォンと若者たちとの関係は、別の形ではあれ、あったとしてもおかしくはないものと思われる。その想像によれば、アンティフォンは、アルキビアデスの帰国と共に民主制転覆を計ろうとした旧知の若者たちに頼られた結果、当初彼らの目標を寡頭制樹立の方向へと誘導することでそれに応えていたのであるが、アルキビアデスの帰国が当面なくなる中で寡頭制樹立のみが実現性を持つようになり、彼は若者らに祭り上げられる形で彼らの指導者となって、旧友のフリュニコスを頼りつつ二人で寡頭制政権の中枢を担うようになったのである。この想像はさまざまな推測から成り立っている。細かなことは拙著に委ねるが、ここではアンティフォンの寡頭制観を中心に今一度想像の根拠を見直し、想像の補強補完を計るべく努めたいと思う。

まず、「アルキビアデスの帰国とともに民主制転覆を謀ろうとしていた旧知の若者」というのは、先の人物比定を前提に、カリクレスと彼の「知の仲間」であるテイサンドロス、アンドロン、ナウシキュデス、さらに彼らと親しかったであつたらうデモスを考えているが、この者たちが先の伝クセノフォン『アテナイ人の国制』を読んでいたこと、読んでいなくともその主張を知っていたことは十分に考えられよう。アンティフォンが彼らを寡頭制樹立の方向に誘導したというのは、彼がアルキビアデスを嫌悪していたためであるが（『アルキビアデス罵倒』の存在）、彼も伝クセノフォンの作品を読んでいた（知っていた）ことも確かであろう。法と自然の区別を語っていた彼にとって（断片 144(a)）、民主制をアテナイ市民全体ではなく、民衆という一つの社会層の利益を代弁する制度である

とする主張は、賛成するかどうかは別として、理解しやすいものであったろう。アルキビアデスの帰国から目をそらし、民主制の批判に若者の思考を集中させることは、共通の理解の上に立って容易になったろう。そして、それに代わる新しい国制を考えると——民主制でない限りそれは寡頭制であったろう——、弁論家として実務的思考に慣れた彼が若者に与えた指示は、実現可能な寡頭制を考えることであったに違いない。その成果が *Arist. Ath. Pol.* 30.2-31.3 に現れる将来の国制と現在のための国制であろう⁴¹。

つぎに、「祭り上げられる形で」寡頭制の指導者となったという想像は、彼が自らの弁論家としての価値を民主制下に見ていたということによる（『革命について』1a）。「民主制の下でこそ語ることを知っている私は力ある者」となるのだとすれば、彼は体制の変革よりも、民主制内での勢力関係の変化の方を望んでいたと考えられる。彼が寡頭制を主張したのは、若者たちがそれを望むに到っており、アルキビアデスの帰国と天秤にかけて彼らをそちらに導くことが彼にとって有利だからである。したがって、民主政打倒に倫理的善の追求の意味があることを強調し、さらには国制を変革すれば、類似の国制を持つスパルタとの関係も改善しようと訴えたかも知れない。そのため、アルキビアデスの帰国がなくなり、アルキビアデスなしの寡頭制樹立が急激に現実味を帯びたとき、寡頭制を主張していた彼に期待が集まることとなった。そして民主制を打倒しようという時、弁論家である彼ほど民主制の制度を熟知し、どこに弱みがあるかを知っている者はいなかったろう。四百人成立にいたる現実に遂行された緻密なプロセスは⁴²、彼に発するものに違いない。

しかし、寡頭制が樹立したとしても、それから何をすれば良いのか必ずしも明らかではなかった。寡頭制の樹立こそが正義であるとの主張は民主制を倒すまでは大きな意味を持ったであろうが、寡頭制が樹立され、その指導者になってしまったアンティフォンにとってはもはやあまり大きな意味を持たなかった。戦争は遂行中なのであり、直ちに対策を取る必要があった。そうしたことにはフリュニコスの才能が必要であったろう。彼は天性の策謀家であり、窮地に活を見出せる才覚があった⁴³。これに対しアンティフォンは、状況に機知を持って対応する才能はあったが、新しい状況を作り出し、危機を乗り越えてゆこうとする才覚には乏しかったと言ふべきであろう。それを見越してアンティフォンはフリュニコスを呼び寄せ仲間に加え、寡頭制樹立後の政策を考えたに違いない。彼らが考えた方策は、スパルタとの休戦を模索するということであった。寡頭制樹立の最初となったペイサンドロスの説得が、戦いを続けることを前提に金を獲得することを説いていたことを考えれば、これは大きな変化であり、決断のいる決定だったと言えよう⁴⁴。寡頭制をとる限り、頼ることの出来るのは同様の国制をとるスパルタであり、スパルタと休戦交渉を進めて彼らを後ろ盾としてアテナイを統治する以外あり得ない、というのがアンティフォン・フリュニコスの考え方であろう⁴⁵。それはただちに民衆の反発を引き起こし出来たばかりの寡頭制を崩壊させる可能性があったが、彼らは何とか民衆を押さえつつスパルタとの交渉を進めた。しかし、サモスにアルキビアデスが戻り民主制を主張する事態となり、彼らは交渉を進めるため自らスパルタへ赴き、おそらく国制の類似を論拠に休戦を説得し

ようとしたが、結局交渉は成功しなかった。スパルタは国制の変化による友好関係の成立を信じなかった、あるいはいくらかは信じたとしても実利を取ることをより重視した、ということであろう。帰国した直後にリュニコスは暗殺され、支えを失った寡頭制は結局崩壊にいたった。

以上が、アンティフォンと四百人政権との関わり方の想像であるが、先ほども言ったように、この想像はいくつかの推測から成り立っている。そのうち根幹にある最大のものは、ソフィストのアンティフォンと弁論家のアンティフォンを同一人物と見ようとする推測である。史料的には、同一人説、別人説のどちらをも確証することはできないが、別人説の解釈を反論することは可能であろうと考える⁴⁶。同一人説に立つことにより、かなり具体的な像を想像することが可能となったのであるが、そこから現れるアンティフォンの寡頭制観をどのようにまとめることができるだろうか。そこから窺われるのは、要するに、寡頭制を一つの手段として考える考え方であろう。彼が寡頭制を主張した理由を想像の通りだとするならば、彼は寡頭制の倫理的意義を信じたわけではない。彼にとって都合が好いからそれを主張したにすぎない。これから10年ほどが経ち30人僭主を経験した後に、リュシアスは「人は誰も生まれついて寡頭主義者であったり、民主主義者であったりするのではない」と主張している（XXV 8）。「各人にとってどの政体が利益をもたらすかによって、その政体の樹立を望むのである」というのである。おそらくアンティフォンも、これに近い立場にあったと思われる。とすれば、「はじめに」で述べた寡頭制を従属国にも強制しようとした国制至上主義者とも言えよう人たちと彼との関係はどのようになっていたのだろうか？ 最後にそれを考えたいその後の展開を簡単に見通してまとめよう。

おわりに

従属国の現状を考えないで、寡頭制に変われば寡頭制のアテナイにとっても安全であるとするのは、いかにも理論家的考えである。リュニコスはすでにこうした考えを批判していて、同盟国の寡頭制を支持するとしても、すでに離反した国が戻ってくることも、現在ある国がより確かな同盟国になることもない、「彼らは民主制であれ寡頭制であれ隷属することなく、どちらであれ自由であることを望んでいるのだから」と主張していた⁴⁷。こうした現実主義的見解をとる彼も、おそらくアンティフォンとの友情関係から彼に引かれて四百人の中核的位置を占めることとなった⁴⁸。したがって、四百人の中心にいる二人に国制至上主義的考え方はなかったに違いないが、彼らの周囲にはそうした考え方をする者が存在したということを示している。そうした者が出て来たのは、先に見た伝クセノフォンの『アテナイ人の国制』に現れていたような考えが広がっていたことと、アンティフォン自身がそうした考えを強く主張せざるを得なかった状況があったからであろう。しかし、倫理的善の国制は現実の問題に何の対処も出来ないことをただちに示した。アルキビアデスのサモス駐留軍合流に何の手も打てず、スパルタとの

間に和平を築くことも出来ず、寡頭制内部の分裂を阻止しようもなかった。かくて国制の形だけの変換が現実には何の力も持ち得ないことが明らかになったはずであるが、おそらくあまりに短い時間に倒れたためそうした欠陥が認識されることはなかった。その後 7 年を経ずして三十人僭主が成立するが、再び場当たりの政策をとるばかりで、国制強化の根本的施策がとられた気配はない。しかし、この 2 度の変革を経た後は前 4 世紀末にマケドニアという外部勢力が国制の転換を強制するまで、アテナイに国制を転換しようとする動きは現れなかった。裁判のやり方など細かな制度の改革はあったが、それが「国制」の変革と結びつくことはなかった。「国制」は政治を分析する重要な概念として哲学者の中のみ存在したのである。

☆ セミナー当日は予想外に多くの質問とコメントをいただいた。それらをどれほど生かしたかはなほはだ心許ないけれど、自分でもよくわかっていなかったこの報告の意味をもう少し明らかにしてみようといくらか加筆修正をした。それによっていくらかでも本稿の価値が高まっていることを願っている。刺激を与えてくれた多くの方々に感謝申し上げます。

-
- ¹ Thuc. VIII 63. 3. 以下、ここから 64. 5 までを典拠箇所として話をまとめる。なお本稿では、制度としての国の体制が問題となるから、「寡頭制」「民主制」という文字を用いることとする。
- ² Thuc. VIII 63. 3.
- ³ 似たもの同士は引き合いそれが完全な親愛であるというのは、ギリシア人に深く根づいた考えであった。Pl. *Grg.* 510b, *Ly.* 214a-b, *Smp.* 195b, *Arist. MM II* 11. 28.
- ⁴ 前 4 世紀のアイネイアスは、国の一体性を保つのに、負債者の解消を挙げている。Aen. *Tact.* XIV 1-2. ソロンの意図を示唆するだろう。
- ⁵ e.g. fr. 2, fr. 3.
- ⁶ ソロンの生年は前 640 年頃～前 560 年頃と考えられている。ペイシストラトスが最初の僭主政を樹立したのは前 561 年のことである。ソロンが彼の僭主政に反対して fr. 11 を歌ったことは Plut. *Sol.* 30.6 でも語られている。セミナーの際ソロンとペイシストラトスの僭主政とは年代が離れているのではないかとのご質問を受けたため、とくに記しておく。
- ⁷ *TLG* の検索によれば、初出は『アレクサンドロスへの讃歌』で（ただし、正確な年代は分からない）、アレクサンドロスのことを指している (*l.* 5)。確実な初出は前 7 世紀半ばのアルキロコス (fr. 19, fr. 23) とセモニデス (fr. 7 *l.* 69) で、それらでは、たとえば *σκηπτούχος* 「王笏持つ (権力) 者」と並べられて、華美贅沢を好み、豪勢な生活が出来る者を表している。そのつぎはアルカイオス (ソロンと同時代) に現れ、ミュティレネの調停者となったピッタコスに対する批判が含まれている。ソロンでの使用例は、fr. 32, fr. 33, fr. 34.
- ⁸ Hdt. VI 92ζ; III 40-43.
- ⁹ ヘロドトスの中でこの考えが明瞭に現れるのは、スパルタ使節がマケドニア王アレクサンドロスとペルシア王とのことに言及して述べた主張においてであると思われる、Hdt. VIII 142. 5.
- ¹⁰ Hdt. III 80-82.
- ¹¹ ヘロドトスに現れるそれぞれの原語とここに出した語との関係については細くなるので省略する。ここに出したいずれの語もヘロドトスの中に現れていることのみを注記しておく。

- 12 ヘロドトス自身、これを信じようとしないうギリシア人が存在することを指摘している、
Hdt. III 80. 1. しかし、民主制がギリシアにのみ表れたとするのは、一つの偏見であるのか
も知れない。ヘロドトスの意図とこの記事の問題点については、D. Asheri, A. Lloyd & A.
Corcella, (O. Murray & A. Moreno eds.), *A Commentary on Herodotus Books I-IV*, Oxford, 2007,
471-473.
- 13 ヘラクレイトスに国制に関わる著作があるとの伝えがあるが (Herakleitos, T1 (15) D-K) 、
事実だとすればおそらくこうした分類法に基づくものであろう。
- 14 Hdt. IV 137-138. また、ミュティレネのコエスの事例、Hdt. V 11, 38.
- 15 Hdt. V 37. 2.
- 16 Hdt. V 91-93.
- 17 Hdt. V 92a-η. この背景にコリントスの利害を指摘する見解もある、W. W. How & J. Wells,
A Commentary on Herodotus II, Oxford rep. 2002 <orig.1912>, 51; J. B. Salmon, *Wealthy Corinth*,
Oxford, 1984, 248-9 (若干理由は違うが、両者ともコリントスがスパルタによるアテナイ介
入を好まなかったことを説いている)。
- 18 拙著『アンティフォンとその時代』東海大学出版会、2011年、352-382.
- 19 cf. Arist. *Pol.* 1291b 7-13. また、対立の例はすでに前6世紀から現れている——ナクソスの
場合、Hdt. V 30——。
- 20 Thuc. III 47. 2.
- 21 Arist. *Pol.* 1307b 22-24.
- 22 Hornblower, S., *A Commentary on Thucydides I: Books I-III*, Oxford, 1991.
- 23 *IG I³* 48 l. 22.
- 24 「(民衆が) 上流階層を選ぼうとするたびに、彼らにとって得とはならなかった。…ミレト
ス人の上流階層を選んだ際は、短い間に彼らは蜂起し民衆を殺戮した。」なお、*IG I³* 21 は
アテナイ民会のミレトスに関する決議であるが、通常この寡頭制政権と結びつけて解釈さ
れる。そこには5人の50歳以上(あるいは30歳以上)のアテナイ人を選んで、その者が
役人になることを定めており、また駐留軍の存在に言及されている。この碑文の年代を
——それは61行目に現れるアルコンの名前で決せられるが、可能性は以下の2つである
——前450/49年とすれば、この寡頭制支援のための決議と解され、その後寡頭制政権は蜂
起し民衆を殺戮したと考えられる (L. Rubinstein, In: Hansen & Nielsen eds., *An Inventory of*
Archaic and Classical Poleis, Oxford, 2004, p.1086; やや違った解釈であるが、R. Osborne, *The*
Athenian Empire, *LACTOR I³*, p. 115)。そして、この寡頭制権は前440年代半ばと考えられ
る新たな蜂起によって民主制に変わったのであろう。しかし、この碑文については前
426/5年に比定しようとの見解もこの頃強い。
- 25 「(アテナイの要請に応えたキオスの) 艦隊派遣の原因は、キオス人の多数が離反計画を
知らなかったことと、離反に関わっていた寡頭派 *ὀλίγοι* が民衆との戦いを望まなかったこと
とで…」 「(アルキビアデスらの突然の出現に) 多数は驚き恐れたが、寡頭派は評議会を
開くよう準備を整えていた」。寡頭派の行動が政権を担っての行動であることが明らかで
ある。
- 26 「(ポテイダイアは) コリントスの植民市だが、アテナイの同盟国として貢租金の支払義務
を持っていたが、アテナイはそのポテイダイアに…毎年コリントスが派遣する役人
ἐπιδημιουργοί を追い出し、今後は受け入れぬよう命じた」。コリントスからの役人を受け
入れていたことは寡頭制にあったことを示し、この命令以前もアテナイの同盟国であつた
ことも確かである。
- 27 *IG I³* 14. これの多くの読みを確定させたのは Meritt であつたが、新しい *IG I³* は慎重な読み
を示している。それにしたがって読んでいる。
- 28 K.-W. Welwei, "'Demos" und "Plethos" in athenischen Volksbeschlüssen um 450 v. Chr.", *Historia*
35, 1986, 179-181.
- 29 H. Engelmann & R. Melkelbach, *Die Inschriften von Erythrai und Klazomenai I*, Bonn, 1972, Nr. 2.
- 30 Engelmann & Melkelbach は裁判官の数の少なさと財産資格の低さから、この時代のエリュ
トライは穏健な民主制下にあつたという結論に導かれる、と言っている。しかし、こうし
た規定の存在そのものが寡頭制的であろう。
- 31 Engelmann & Melkelbach はこの碑文の年代を前454年以前としているが、それが怪しいこ
とを認めている (pp. 25-26)。また、cf. Osborne, *op. cit.*, p.114.
- 32 *IG I³* 37 = Meiggs & Lewis 47 l. 49.

-
- ³³ Welwei, *op. cit.*, 184.
³⁴ Welwei, *op. cit.*, 191.
³⁵ Arist. *Ath. Pol.* 26. 2.
³⁶ Arist. *Ath. Pol.* 7.4, with P. J. Rhodes, *A Commentary on the Aristotelian Athenaion Politeia*, Oxford, 1981; 26. 2.
³⁷ J. M. Moore, *Aristotle and Xenophon on Democracy and Oligarchy*, Berkeley & Los Angeles, 1975, 19-20.
³⁸ J. Ober, *Political Dissent in Democratic Athens*, 1998, 43-48. なお、Ober のこの論文 ("The Problem of Dissent: Criticism as Centest" 14-51) には Ps. Xen. *Ath. Pol.* の読み取りの上でも多くを負っている。
³⁹ Xen. *Mem.* V 5 のペリクレスの息子ペリクレスとソクラテスの会話にはそうした社会の不満が出ている。
⁴⁰ 前掲拙著、452-469。
⁴¹ 拙著、436-438。
⁴² 拙著、433-451。
⁴³ フリュニコスの主張とアンティフォンと彼との関係の想像については、拙著、428-429, 462-463 参照。
⁴⁴ 和平への模索は四百人成立直後から始まっており、「もはや信用できない民衆ではなく、我々自身なのだから（交渉を）認めるべきだ」と迫っていた (Thuc. VIII 70. 2)。
⁴⁵ 以下、Thuc. VIII 70-98 に描かれている状況を念頭に想像をめぐらしている。なおその際、以下の箇所はペロポネソス側の状況で必ずしもアテナイに関わらない、78-80, 83-85, 87-88。
⁴⁶ 拙著、329-338。
⁴⁷ Thuc. VIII 48. 5。
⁴⁸ 先にも指摘したように、拙著、462-463 参照。